

# 行政刷新会議事業仕分け評価 結果（内閣府行政刷新会議HP による）

## ワーキンググループ B

事業番号 B-41

(事業名) 指定講習事業

(法人名) (財)理容師美容師試験研修センター

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

---

- 講習の内容・意義が不明確であり、設立当時の目的ともズレてきている。
- 資格の存在意義が理解できない。
- 講習自体が不要。
- 本講習の必要性自体が明確に説得力をもって説明されなかった。そうである以上、民間の負担で独占的な事業を行わせるべきではない。
- 制度自体を一から見直す必要がある。最も有効な研修手法になるよう再検討を。
- 説明を聞いても、テキストの一部を見ても、(財)理容師美容師試験研修センターのみが実施する専門研修と判断することはできない。専修学校(養成機関)に委託することも含めて競争的環境を整備すべき。
- (見直しを行う「その他」、とした上で)講習内容を精査し、公衆衛生上必要な知識なら、1人の店でも義務付けるべき。

### WGの評価結果

---

廃止

(管理理容師・美容師講習の廃止)

権限付与自体の廃止 7名

見直しを行う 1名(講習内容を見直すべき 1名)

### とりまとめコメント

---

公衆衛生についての理解を深めていくことに関して、評価者は何ら疑問を持っていない。ただ、この講習制度の立てつけ上、理容師・美容師が2名になったら受けなければ

## 行政刷新会議「事業仕分け」

ならないことの合理性が、本日の説明では理解できなかった。

公衆衛生に関して、理容師・美容師の資格を取得する際に、より一層、公衆衛生について理解を深めさせることはいいと思うが、わざわざ2名になる時にこれを受けなければならないと義務付けることについては、当WGとしては理解できない。このため、権限付与自体の廃止、すなわち、2名になると受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直しを結論とさせていただく。

## ワーキンググループB

事業番号 B-42

(事業名) クリーニング師研修等事業

(法人名) (財)全国生活衛生営業指導センター

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

---

- 受講率が32%というのは制度上成り立っていない。必要性を検討すべき。
- 既に受講率32%、研修の有効性が認められない。3年に1度の研修を義務づけることはナンセンス。必要なら各都道府県が主体的に実施すればよい。
- 研修の効果を実証するデータがないので、効果判定はできない。それにも関わらず、4500~5000円の受講料徴収を行い、独占的に業務(研修)を行っているのは大きな問題。「優良店」の基準づくり、加盟管理を行政機関の指導抜きで、マーケット原理のみに任せるべきだろう。
- 研修自体の廃止。
- トラブル分析のない現状では、施策の有効性が証明できない。
- 研修事業の意味が理解できない。
- 本研修とクリーニングサービスの水準に、どのような相関があるかが不明。7割弱は受講していないが、市場メカニズムの中でクリーニング市場に大きな問題なく存在している。制度自体が義務の仕組みとしては不要。
- 3年ごとの義務付け研修の必要性は説明できないと考える。真に業界の質が向上する研修内容・方法を再検討してもらいたい。

### WGの評価結果

---

廃止

(国による研修義務付けの見直し)

権限付与自体の廃止 8名

## とりまとめコメント

---

内容はともかく、この制度自体がうまくいっていない、本研修の意義が不明確、そもそも国の事業として行う正統性がない、といったコメントがあった。民間で行われることであれば、品質が落ちれば淘汰されていくわけで、品質向上の話は業界内で行えばよいこと。国が義務付ける必要性についての納得の得られる回答はなかった。結論としては権限付与自体の廃止だが、内容としては、国が義務付けること自体を見直す、行うにしても中身について精査する、ということ結論としたい。

## ワーキンググループ B

事業番号 B-43

(事業名) 生活衛生振興助成費等補助金

(法人名) (財)全国生活衛生営業指導センター

### 評価者のコメント(評価シートに記載されたコメント)

---

- 衛生水準の向上という目的自体は理解できる。しかし、天下り団体及び業界団体を通じた補助金の配布という手法が、その目的に適うものとは考えられない。一旦廃止し、行政目的の達成という観点から別の仕組みを考えるべき。
- 国費4億円を投入して特定の業界を支援するなら、それなりの成果や効果が問われる。しかし、真に必要な事業とは思えず、チェックも不十分。単なる業界対策ではないか。今一度、政策効果について検証すべきではないか。
- 目的に対する具体的な事業の必要性が理解できない。厚生労働省は、生活衛生行政を行う上で、①国として行うべきこと、②自治体において行うべきこと、③民間の自助努力で行うべきこと…の明確な役割分担を行う必要があるのではないか。
- 政策目的と事業内容のズレが大き過ぎる。4億円の国費投入についての成果・効果のデータ・指標が明確でない。公益法人・組合というフォーメーションを見直し、この4億円の効果を十分に実現する仕組みを再構築すべき。
- 役割は終了。
- 基本的に業界の自主的な取り組みに任せるものが、多数を占めると考える。国費を使ってやるべきものはなにか。国の役割を明確にする必要がある。
- 必要な支援なら財団を通さず、独法化する等国の管理を強めてはどうか。

### WGの評価結果

---

廃止

(説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する

## 上でより効果的な仕組みにより行うべき)

廃止 5名

自治体/民間 1名

国等が実施 1名(事業規模 縮減 1名)

当該法人が実施 1名(事業規模 縮減 1名)

### とりまとめコメント

---

評価者全員が、中小零細の方々の衛生面について、国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体に関しては大きな疑問は持っていない。ただし、その仕組みや具体的に支出されている内容を見たときに、果たしてその目的が達成されているのかどうかという点についての説明が十分になかった。

当 WG としても、4億円という国費の使い方に関してひとつの評価を下すに際して、その効果等がわからないまま、存続が必要だとは決して言えない。小規模な事業所は非常に努力されていることはわかるし、その衛生水準の向上に寄与したい気持ちはあるが、厚労省からは、そのために何故4億円が必要なのか、その4億円がどのような効果を果たしているかに関して、抽象的な説明はあったものの、具体的な説明は一切なかった。

施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使ってやるべきであると考えますが、現在行われている仕組みや評価の中で、実際に行われていることが、国民皆さんに必要だといえるほど自信のある説明をいただけていないので、当 WG としては、廃止とさせていただきます。十分な説明と十分な効果測定を行っていただきたい。